

意見書

平成 19 年 5 月 21 日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびーかぶしがいいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょうしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょうしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうしつこうやくしやちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表執行役社長兼 CEO 孫 正義

情報通信審議会議事規則第 5 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 19 年 4 月 19 日付け情審通第 44 号で公告された省令案に関し、別紙の通り意見を提出します。

別紙

このたびは、情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成19年4月19日付け情審通第44号で公告された省令案に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

1. 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案について

「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について 答申(本年3月30日付)」(以下、「答申」という。)の内容に則り、電柱等におけるコロケーションルールが整備される本省令案に賛同します。

なお、今回の省令改正により電柱等に係る使用料の算定方法が明確化されますが、これに関連して電柱改修費用の扱いについても、今年度末に実施される予定の議論を通じて、公平な負担の在り方が実現されることを希望します。

2. 接続料規則の一部を改正する省令案について

(1) 接続料規則改正案第八条第二項第二号について

今回追加された第八条第二項第二号の適用要件は、答申に記載されているとおり、調整額が過大になることにより接続料の急激な変動が生じる場合に限定されるものと理解しています。

また、接続料の予見性を更に高めるために、上記第二号の複数年での接続料原価算定の適用にあたっては、適用基準、適用する場合の算定年数等について予め一定のルールを策定しておくことが望ましいと考えます。

(2) 接続料規則改正案第十四条第四項について

接続料の適正性の検証手段として実施されるスタックテストについて、実施根拠規定が今回接続料規則で整備されることに賛同します。

また、これに関連して、スタックテストに係るガイドラインが早急に整備され、これまで以上に厳格かつ効果的なスタックテストが実施されることを期待します。

(3) LRIC方式接続料の適用期間における調整額の考え方について

LRIC方式は、既存事業者の非効率性を排除することを目的として、「高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成するものとした場合」の接続料を算定するものであり、そもそも実際の費用との精算を行うべきものではありません。したがって、LRIC方式の接続料が適用されている期間について、調整額が発生することはないものと理解しています。

(4) 事後精算制度の廃止に伴う自己資本利益率について

答申には、「毎年度の需要の増減の結果として生じる投下資本の回収リスクは基本的になくなることから、管理部門のリスクは、現行方式に比して減少すると考えられる。したがって、案③(※)を採用する場合には、リスクを勘案して設定する自己資本利益率の算定方法についても、この点を踏まえて変更する必要がある。」と取り纏められています。このように、事後精算制度の廃止に伴い新たに算定される接続料に対しては、リスクフリーレート等のより低廉な自己資本利益率が適用されることが必須であり、今回の省令改正において接続料規則第十二条にその旨を規定すべきであると考えます。

(※) 前々年度実績に基づき算定した上で、適用年度実績との乖離分については次期接続料の原価に算入する案

以 上